

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分から午後3時45分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁  
事務局次長 野口武士  
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、11月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 大貫勇一委員、9番 木村俊之委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号498号では、譲受人は当該農地の耕作者で
	す。譲渡人は耕作が難しいことから、今回、所有権の売買を行うも
	のです。申請農地は、譲受人の自宅から、約200mの場所に位置して
	おります。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号499号では、譲受人は当該農地の耕作者です。譲渡人は
	耕作が難しいことから、今回、所有権の売買を行うものです。申請
	農地は、譲受人の自宅から、約100mの場所に位置しております。
	申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号500号では、譲受人は当該農地の耕作者です。譲渡人は耕作が難
	しいことから、今回、所有権の売買を行うものです。申請農地は、
	譲受人の自宅に隣接しております。申請の事由は、農業経営の拡張
	で問題ないと思われま
	す。受付番号501号では、譲受人は当該農
地の耕作者です。譲渡人は耕作が難しいことから、今回、所有権の	
売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅に隣接してありま	
す。申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま	
す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない	
と思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。以上	

	で事務局からの説明を終了させていただきます。
8番	受付番号498号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2番	受付番号499号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
7番	受付番号500号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。

10番	受付番号501号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について受付番号502号および503号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。502号では、駐車場を設けるものです。申請人は医師で、現在借地している職員及び患者用の駐車場は地主さんにお返しすることとなり、代替えの駐車場を確保する必要があるため、駐車場敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、同案件は、3ページの議案第3号 第5条許可申請 受付番号506号と関連する案件でございます。つづきまして、503号では、農業用倉庫を設けるものです。申請人は専業農家で、住宅敷地内に農業用作

	<p>業所等を建築して利用してきましたが、近年の農業機械の大型化や機械台数の充実等に伴って敷地が手狭となり、増築等を行う余地がなくなっていました。今回、住宅敷地に隣接した土地を農業用倉庫敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。なお、同案件は、6ページの議案第3号 第5条許可申請 受付番号513号と関連する案件でございます。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
8番	<p>受付番号502号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。私は妹と2人で医院を営んでおります。現在医院には、医師2人、看護師3人、事務員4人、パート2人がいます。そして患者さんは1日に平均で120人前後おり、ほとんどの方が車で通院されます。現在は自己所有地に10台、借地に18台置ける駐車スペースがありますが、ピーク時になると満車となり、患者さんの皆様には多大な迷惑をかけているのが現状です。そして借地している地主さんより、現在の駐車場を含めて開発を行う予定があり、駐車場として使えなくなると説明を受けました。このままでは通院している方や従業員に多大な迷惑をかけてしまいます。そこで幸いにも医院の近くに自己所有地及び、母名義の土地があるので、そこを駐車場にしたいと考えております。なお、母の土地については本人の承諾を得ております。以上の理由で今回申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号503号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。私は、現地にて代々専業農家を営む者です。現在は、妻、長男を含む家族で稲作を中心として耕作しています。現在の住宅敷地内に農</p>

	<p>業用の作業所・物置・車庫等を建築して利用してきましたが、近年の農業機械の大型化、台数の充実等に伴って敷地が手狭となり、増築等を行う余地がなくなってしまう、今般、住宅敷地に隣接した土地を農業用倉庫の敷地として利用したく申請するものです。申請建物の規模は別記のとおりですが、申請地に大型車が直接接続・転回して出荷等を行うためには申請地の規模・スペースが必要となります。本件申請地を農業用倉庫の敷地として利用することにより、収穫から出荷までを効率的に行うことができ、また、今までは直接大型車が敷地に接続できなかったため割高となっていた運送費を削減し、農業生産性の向上・効率化に大きく寄与することができるものと考えます。今後とも子孫の代にわたって安定的に農業を営むためにはどうしても必要な施設と考えますので、何卒よろしくお取り計らいの略お願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
推進委員	<p>5条の513号と併せて申請面積は9畝だが、耕作面積はどれぐらいか。</p>
5番	<p>経営面積は16町となります。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>
(議案第3号)	<p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号514号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号504号から515号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。504号では、自己用住宅を設けるものです。議</p>

受人は、現在、市外のアパートで生活しており、子供も産まれ部屋が手狭になり、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、羽生市内の職場に通勤しやすい場所で、またショッピングセンターも近くにあり、車による交通の便もよく住環境が整っていることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。505号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、令和3年から太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。506号では、駐車場を設けるものです。説明につきましては、先ほどの受付番号502号と同様となりますので、省略させていただきます。つづきまして、507号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、部屋が手狭になり自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、最寄りの駅まで徒歩5分で行けることから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、南羽生駅から300m以内にある地域内の農地で「第3種農地」と判断しました。つづきまして、508号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外のアパートで生活しており、今後の将来を見据え、自分達の家を持ちたいと考えていました。申請農地は、大きな商業施設が近くにあり、駅にも近く交通の便もよいことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまして、509号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで妻と暮らしています。来年子供が産まれることもあり今のアパートでは手狭となるため、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、近くに須影小学校や、南羽生駅、大型ショッピングモールがあり、また通勤時間も今とそれ程変わらず、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」

と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当では
ありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条
第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域におい
て居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して
設置されるもの」に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであ
り、例外に該当し、許可相当になるものと思われま。つづきまし
て、510号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は現在アパ
ートで暮らしています。子供も生まれ、自分達の住宅の建築を考え
ていました。譲渡人である母親に相談したところ、母親が所有して
いる農地に建てても良いことになりました。申請農地は、譲受人の
実家に近く安心して暮らせることから、今回、自己用住宅敷として
申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断
しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありま
すが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号
に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、敷
地面積も500㎡を超えないものであり、例外に該当し、許可相当に
なるものと思われま。つづきまして、511号では、資材置場を設
けるものです。譲受人は、市内に事務所を置き、平成28年から土木
資材の土砂運搬等を行っている個人事業主です。現在の資材置場は
飽和状態にあり、ほかに土木資材の置場が必要になりました。申請
農地は、現在の資材置場から近接した位置にあり、譲渡人の同意を
得られたことから、今回、資材置場敷として申請するものです。農
地の区分については、「第2種農地」と判断しました。つづきまし
て、512号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、大
阪府大阪市に事務所を置き、令和3年から太陽光発電事業を行って
いる法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太
陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画し
たところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設
敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安
全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないよ
うに行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農
地」と判断しました。513号では、農業用倉庫を設けるものです。
説明につきましては、先ほどの受付番号503号と同様となりますの
で、省略させていただきます。514号では、一時転用の資材置場を
設けるものです。譲受人は、群馬県太田市に事務所を置き、昭和47
年から建築工事を行っている法人です。現在、譲受人は、
の拡張工

	<p>事を請け負い、工事における残土等の置き場が必要となりました。</p> <p>申請農地は施設敷地に隣接した場所にあり、譲渡人の了解も得られたことから、一時転用の資材置場敷として申請するものです。申請農地は、農用区域（通称：青地）です。原則として不許可相当ではありませんが、申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外として、許可相当になるものと思われま。515号では、農業用施設を設けるものです。譲受人は、平成27年から市内で農業を行っている法人です。以前花き栽培から昨今は、ほうれん草やトマトを中心に生産、販売しています。特にトマトの売れ行きが好調で、選別や梱包などこれに対応する作業場や直売所が必要となりました。このほど譲渡人の了解も得られたことから、農業用施設敷として申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありませんが、申請事由が農業用施設敷であるため、農地法施行令 第11条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するものである場合」に該当し、例外に該当し、許可相当になるものと思われま。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えま。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えま。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号504号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私達は、熊谷市の妻の実家に家族で同居しています。昨年子供も誕生し、将来のことを考え、そろそろ自分達の家を建てたいと思ひ、土地を探していました。土地選定に当たり、夫婦ともに職場が羽生市内なので通勤しやすい場所で車での移動が便利な場所を探していましたところ、同土地を紹介されました。同土地であれば希望に近く、車による交通の便も良くショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害をおよぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このた</p>

	<p>びの申請となりました。何卒、よろしくお願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いたします。</p>
1 番	<p>受付番号505号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>太陽光発電設備設置の敷地とするには、太陽光を遮るものが少ない日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約、整地費用が安価といった要件を満たすことが必要である。当申請地は上記要件を満たしていると考えます。なお、周辺農地や作物への影響、隣接地への支障を及ぼすことはないと考えます。なお、周辺農地や作物への影響、隣接地への支障を及ぼすことはないと考えます。太陽光発電設備のパネル下のアルミ架台はパイプであり、日照、通風の確保も問題ありません。また、土地所有者である譲渡人は、休耕中で利用計画のない土地の有効利用を図りたいと考えており、譲受人の要望もあることから、所有権移転をすることとしたいと考えている。よって、申請地を太陽光発電設備設置の敷地として転用し、事業を行いたいとしている。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いたします。</p>
8 番	<p>受付番号506号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は妹と2人で医院を営んでおります。現在医院には、医師2人、看護師3人、事務員4人、パート2人がいます。そして患者さんは1日に平均で120人前後おり、ほとんどの方が車で通院されます。現在は自己所有地に10台、借地に18台置ける駐車スペースがありますが、ピーク時になると満車となり、患者さんの皆様には多大な迷惑をかけているのが現状です。そして借地している地主さんより、現在の駐車場を含めて開発を行う予定があり、駐車場として使えなくなると説明を受けました。このままでは通院している方や従業員に多大な迷惑をかけてしまいます。そこで幸いにも医院の近くに自己所有地及び、母名義の土地があるので、そこを駐車場にした</p>

	いと考えております。なお、母の土地については本人の承諾を得て おります。以上の理由で今回申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号507号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私たち夫婦は今年の夏に婚姻し熊谷市内のアパートに暮らしており ます。私の実家は行田市にあり、私達夫婦は
	に勤務しております。将来は自分たち
	の家を持ちたいと考えていました。市街化調整区域の広い土地が理 想でしたが、実家のある行田市内には法第34条11号区域が少な く隣接地の羽生市を探していました。申請地は、北面道路に接して おり合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり買い物が便利です。
	最寄りの駅まで徒歩5分ぐらいで行ける魅力もあります。以上のよ うな理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第 でございます。何卒よろしくお取り計らいくださいますようお願い 申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
6番	受付番号508号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書 類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	今般、申請地につき専用住宅を建築したく、農地法第5条許可申請 並びに都市計画法29条開発許可申請をいたします。私たちは所有 する土地も建物もないため、平成31年4月より現住所である加須 市にて共働きにより2人で仲良く生活して参りましたが、将来のこ とを考えると不安になり、働けるうちに安住の地を探そうと考えま した。羽生市は妻が育った場所なので、両親も安心すると思い、羽 生市で探していたところ、申請地を紹介され、ここしかないと確信 しました。申請地は交通の便は良く、駅にも近く、大型ショッピン グセンターも近接で生活する上でとても便利な場所だと思いました。
	また将来子供が生まれた際、小学校が目の前で、交通量が多い道路

	<p>に面していますが、歩道が整備され、これ以上安心して暮らせる場所はないと思い、申請を決意致しました。どうか諸事情をご考慮いただき、ご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2 番	<p>受付番号509号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内のアパートで生活しておりますが、来年子供が産まれることもあり、現在のアパートでは手狭となるため、新しく住宅を建築したいと考え建築可能な土地を探しておりました。私の勤め先が市内の　　であり、妻の実家が羽生市内であるため、現在の通勤時間とあまり変わらず、私と妻と来客用で駐車スペースを3台確保できるような土地を市内の市街化区域で探しましたが、売地となっていた物件は、敷地が狭く希望の駐車場台数が確保できず希望の条件に合致いたしませんでした。今回、羽生市　　にて希望していた条件に合致する土地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば、通勤時間もそれほど変わらず、また妻の実家からも近いため、産まれてくる子供の育児の手伝いをさせていただくにも非常に便利であり不安もないため、ぜひこちらの土地に住宅を建築させていただきたいと考えております。何卒ご許可願いたくよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11 番	<p>受付番号510号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は30歳になる会社員です。現在はアパートを借りて住んでいますが、子供が生まれたため、マイホームを建築することを考えており、母に相談したところ、このたび、実家の近傍に位置する本件申請地を利用して建築してよいとの返事がもらえたため、本件申請を行うものです。本件申請地は、実家の近傍に位置し、前面道路・周辺環境・敷地の状況等に問題なく、マイホームを建築するには最適</p>

	<p>地です。ほかに実家が所有している土地は農用地域内の土地しかなく、より建築に適した土地はありません。以上の事情をお汲み取りの上、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
7番	<p>受付番号511号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、平成28年より現在地で土木資材の土砂運搬・砕石等の販売を営んでおります。大事な取引先も市内にあり、少しずつではありますが業績も上げることが出来ております。現在の資材置場は、面積485㎡で土地形状も三角形で道路状況も狭く大型ダンプの資材搬入・搬出には対向車に出会うと迷惑をかけている状況があります。そのため、大型ダンプの通行に支障がなく、できたら周囲に住宅がない土地で近隣の方に迷惑をかけなくて済む土地を探してまいりました。このたび、自宅から直線で200mの近距離の土地について、譲ってもいいとの話を受けたところです。申請地は、旧県道に面し、大型ダンプの出入りが出来る場所であり、両側隣地は太陽光発電施設が立地し、土木資材置場には最適と思っております。この申請地が土木資材置場として使用できるようになりますと、多くの資材のストックが可能となり、取引先との要望にも細かく対応できる場所です。なお、既存の資材置場も引き続き土木資材置場として利用を図ってまいります。特に申請地は、既存資材置場とも近接しており、自宅からも近いので、管理もしやすく土木資材の搬入・搬出業務がこれまでよりかなり向上すると思っております。以上のことから、今回申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号512号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>事業計画者である土地所有者は、休耕中で利用計画のない土地の有効利用を図りたいと考えており、申請地を太陽光発電設備設置の敷</p>

	<p>地として転用し、事業を行いたいとしています。太陽光発電設備設置の敷地とするには、太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約、整地費用が安価といった要件を満たすことが必要である。当申請地は、上記要件を満たしていると考えます。なお、周辺農地や作物への影響、隣接地への支障を及ぼすことはないと考えます。太陽光発電設備のパネル下のアルミ架台はパイプであり、日照、通風の確保も問題ありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5 番	<p>受付番号 5 1 3 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、現地にて代々専業農家を営む者です。現在は、妻、長男を含む家族で稲作を中心として耕作しています。現在の住宅敷地内に農業用の作業所・物置・車庫等を建築して利用してきましたが、近年の農業機械の大型化、台数の充実等に伴って敷地が手狭となり、増築等を行う余地がなくなってしまう、今般、住宅敷地に隣接した土地を農業用倉庫の敷地として利用したく申請するものです。申請建物の規模は別記のとおりですが、申請地に大型車が直接接続・転回して出荷等を行うためには申請地の規模・スペースが必要となります。本件申請地を農業用倉庫の敷地として利用することにより、収穫から出荷までを効率的に行うことができ、また、今までは直接大型車が敷地に接続できなかったため割高となっていた運送費を削減し、農業生産性の向上・効率化に大きく寄与することができるものと考えます。今後とも子孫の代にわたって安定的に農業を営むためにはどうしても必要な施設と考えますので、何卒よろしくお取り計らいの略お願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9 番	<p>受付番号 5 1 4 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>の拡張工事を実施する上で周辺の道路が農道</p>

	<p>であるため、大型トラックの運用が困難であり、残土置き場の仮設用地を取り急ぎ確保する必要がございます。そこで北側農地の地権者3名のご協力・ご理解を得て一時的に土地を取得できる流れとなり、不足する残土置き場を確保し整備を行う計画としております。</p> <p>仮設用地については、転用期間の終了後、直ちに変更前の状態に間違いなく復元することを誓約致します。万一被害等が発生した場合は当社が責任を持って補償・解決し、一切ご迷惑をかけないことを合わせて誓約致します。以上の理由により該当申請地を選出しましたので、当該計画における格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号515号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社は平成27年3月より現在地にて地権者並びに支援者の協力を仰ぎ、まとまった農地を確保することができましたので、花卉栽培を中心に業務運営を行ってきましたが、昨今はトマト、ほうれん草等を中心に生産、販売してきました。そのような状況下の中で本年当初よりスーパーマーケットで弊社の製品であるトマトを扱ってもらうことになりました。結果は順調すぎるほどの売れ行きでした。ところが店からの弊社への発注時間が遅く、常に品薄状態でした。そのため顧客から直接弊社へ購入依頼が入るようになりました。1ヶ月ほど試験販売を始めたところ予想を上回る反響があり、今シーズンから本格的に直売方式を取り入れることになりました。それに伴い選別や梱包作業等で相当の作業場が必要になり、製品の保管のため冷蔵処理も必要になり更なる作業所が必要であります。また、購入来訪者、作業員用の駐車場もどうしても必要不可欠であります。このような状況を是非加味していただき農地を一部宅地、一部雑種地への本申請をお願い申し上げる所存であります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。まずは受付番号504から513号及び515号について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言をお願いします。</p>
1番	<p>505号と512号について同一の会社ですか。</p>

事務局	グループ会社になるかと思いますが、登記簿上は別の会社となっております。代表取締役は同一人物です。
1 番	508号の後見人制度の同意等について詳しく聞かせてください。
事務局	成年後見人の確認については、法務局の登記で確認しております。
	居住用不動産等の重要な財産の処分については、裁判所の許可が必要となりますが、農地の処分についての許可は必須ではないと裁判所に確認をとりました。
1 0 番	512号について隣地の同意がもらえていないものがあるが、どのような取扱いになるのか。
事務局	太陽光発電施設の申請については、隣接農地の同意書を添付書類としているが、この書類は法定添付書類ではなく、お願いといった位置付けの書類である。許可基準である「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」を判断するための参考資料であり、必須の書類ではない。この書類がないことで不許可相当とすることはできない。 (発言なし)
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号504から513号及び515号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号504から513号及び515号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、受付番号514号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、委員の退席をお願いします。
	(委員の退席)
	それでは受付番号514号について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号514号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による受付番号514号の許可申請については、許可相当の意見を付して、

	<p>県知事へ送付することに決定いたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(委員の入室)</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは公益社団法人 埼玉県農林公社(埼玉県農地中間管理機構)が行う事業で、農用地等の買入れに関する届出となります。この事業は、埼玉県農林公社が規模縮小農家から農地を買入れ、規模拡大を図ろうとする農家に売り渡しを行うというものです。メリットとして、譲受人は、公社という公的機関が間に入るため、安心して経営規模の拡大が図れることや、譲渡人には、譲渡所得税が800万円まで課税対象から特別控除されるということです。また、今後は、公社から規模拡大農家への売買行為があります。こちらは、農地法第3条の許可案件となりますので、申請がありましたら、調査・審議等につきまして、よろしく願いいたします。</p> <p>報告事項2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。ご覧のとおり、共同住宅敷1件でございました。</p> <p>報告事項3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。ご覧のとおり、住宅敷7件でございました。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に係る合意の解約となります。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました、10月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が7件ございました。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p> <p>① 12月の定例農業委員会について</p> <p>② 農地相談会について</p>
議長	(発言なし)

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、  
ここに署名する。

令和3年 11月 25日

会 長

署名委員

署名委員

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_